

公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場設置等の基準等に関する条例（昭和25年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第5条 公衆浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(4) 省略 (4) 入浴者に次の行為をさせないこと。 ア おおむね <u>7歳</u> 以上の男女の混浴 イ・ウ 省略 (4)・(4) 省略 2 省略	第5条 公衆浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(4) 省略 (4) 入浴者に次の行為をさせないこと。 ア おおむね <u>10歳</u> 以上の男女の混浴 イ・ウ 省略 (4)・(4) 省略 2 省略

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。